■ 第5期障がい福祉計画　成果目標に関する大阪府の基本的な考え方

参考資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目（成果目標） | 国の基本指針 | 第5期障がい福祉計画の大阪府の成果目標の考え方 |
| 施設入所者の地域生活への移行 | 地域移行者数 | ＜目標＞平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の９％以上が地域生活へ移行することを基本として成果目標を設定する。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国基準に沿った目標設定とし、平成28年度末時点の施設入所者数の９％以上が平成32年度末までに地域生活へ移行することを基本として、各市町村において目標を設定されたい。その際には、府から提供される施設入所者等に対する意向調査の結果等を踏まえ、現計画での未達成分にも留意しつつ、計画的な地域移行を検討されたい。この数値を積み上げた総数を大阪府の目標として設定。目標値の設定について国基準である「平成28年度末時点の施設入所者数の９％」は、大阪府においては約440人となる。一方、大阪府が実施した施設入所者等に対する意向調査によると、府域全体で「施設入所者が地域生活を希望し、かつ当該施設の支援者が地域生活可能と考える方」は約370人であるが、市町村における地域生活移行の取り組みや地域生活支援拠点等の整備などにより、今後、地域生活が可能になると見込まれる者の増加を考慮し、上記目標値を設定する。 |
| ＜考え方＞平成25年から平成2７年の地域生活移行者の水準を踏まえ、平成28年度末の施設入所者と比較した平成32年度末時点での割合を設定。 |
| 入所者の削減数施設入所者の地域生活への移行 | ＜目標＞平成３２年度末時点の施設入所者数を平成2８年度末時点の施設入所者から２％以上削減することを基本として成果目標を設定する。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国基準に沿った目標設定とし、平成2８年度末時点の施設入所者から２％以上削減することを基本として各市町村において目標を設定されたい。この数値を積み上げた総数を大阪府の目標として設定。目標値の設定について　施設入所を希望する待機者の多さや、グループホーム等の受け皿の確保など、地域生活を支える方策に関しても多くの課題があることから、各市町村においては、自立支援協議会等を活用し、課題の抽出、対応策の検討に努めていただき、目標の達成を目指していただきたい。 |
| ＜考え方＞平成25年から平成27年の施設入所者数削減の状況を踏まえ、平成28年度末の施設入所者数と比較した平成32年度末時点での割合を設定。 |
| 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 障害福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 | ＜目標＞平成32年度末までにすべての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。この際、都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるように、都道府県ごとに設置することが望ましい。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までにすべての障がい保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを、大阪府の目標として設定。 |
| ＜考え方＞精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等の関係者が情報共有や連携を行う体制を構築。（自立支援協議会　専門部会など） |
| 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 | ＜目標＞平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを、大阪府の目標として設定。各市町村においては、平成32年度末までに、協議の場を設置することを目標として設定されたい。 |
| ＜考え方＞住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築。（自立支援協議会　専門部会など） |
| 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ＜目標＞国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国基準と異なる目標設定であるが、平成32年6月末時点での精神病床における1年以上長期入院患者数を、8,823人とすることを、大阪府の目標として設定。なお、その際、65歳以上と65歳未満の区別は設けない。目標値の設定について　国の提示する推計式を用いると、平成32年度末の1年以上長期入院者数は7,838人～8,466人となり、この数値を達成するためには年平均419人～315人の減少が必要となるが、大阪府の精神科在院患者調査によると、平成24年からの4年間では年平均272人の減少、直近の2年間では年平均97人の減少となっており、国の推計式に基づく減少数を見込むことは困難。一方、平成29年度から3年間は、大阪府主導の集中取り組み期間として、730人の1年以上の寛解・院内寛解患者を減らすこととしており、年平均243人の減少を目標としている。そこで、第5期大阪府障がい福祉計画においては、平成28年度の在院患者調査の1年以上長期入院者の数9,823人から、年平均250人の減少を目指すこととし、平成32年６月末時点での1年以上在院患者の数を1,000人減の8,823人とする。 |
| ＜考え方＞平成32年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数の全国の目標値は、平成26年と比べて3.9万人から2.8万人減少になる見込み。 |
| 精神病床における早期退院率の上昇 | ＜目標＞平成32年度末までに、入院後3か月時点の退院率は69％以上、入院後6か月時点の退院率は84％以上、入院後1年時点の退院率は90％以上とすることを成果目標として設定する。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞　国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までに、入院後3か月時点の退院率は69％以上、入院後6か月時点の退院率は84％以上、入院後1年時点の退院率は90％以上とすることを、大阪府の目標として設定。目標値の設定について　国の目標設定の算出式によると（NDB-レセプト情報、特定健診等情報データベースを活用し平成27年6月退院患者を対象にした推計値）、大阪府の推計値は90％と国の指針と同じであることから、入院後1年時点での退院率は国の指針通り90％以上を目標とする。また、入院後３ヶ月時点、入院後6ヶ月時点の退院率についても、可能な限り早期の退院をめざし、国の指針通りの目標とする。 |
| ＜考え方＞平成27年度に、上位10％の都道府県が達成している早期退院率以上を成果目標とする。 |
| 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備 | ＜目標＞平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備することを、大阪府の目標として設定。各市町村においては、平成32年度末までに、地域生活支援拠点等を整備することを目標として設定されたい。 |
| ＜考え方＞平成28年9月時点における拠点等の整備状況として、整備済が20市町村、2圏域であることから、現行の成果目標を維持。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目（成果目標） | 国の基本指針 | 第5期障がい福祉計画の大阪府の成果目標の考え方 |
| 福祉施設から一般就労への移行 | 一般就労への移行者数の増加 | ＜目標＞平成32年度中に一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。なお、現在の障がい福祉計画で定めた平成29年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における目標値の数に加えた割合以上を目標値とする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国の目標設定の考え方 及び 大阪府の実績等を踏まえ、平成32年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の概ね1.3倍以上（1,700人以上）とすることを大阪府の目標として設定。各市町村においては、この目標値を市町村ごとに按分した数値を下限として、目標を設定されたい。目標値の設定について国の基本指針に従い、平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数から平成28年度の移行者数を予測し、その数値を1.5倍すると、平成32年度の目標値は1,925人となるが、第4期計画の目標値及び現時点での実績と比較して、これほどの増加を見込むことは困難であることから、平成32年度の就労移行支援事業の目標利用者数3,300人（後述）をもとに目標値を算出する。　算出に当たっては、以下3点を仮定とし、平成32年度の就労移行支援事業による一般就労への移行者数を推計すると約1,100人となる。この数値に、生活介護や自立訓練、就労継続支援からの一般就労への移行者数を加味（平成27年度の一般就労への移行実績に占める各サービスの割合をもとに算出）すると、約1,700人となる。＜仮定＞①平成32年度の全事業所の5割が移行率3割を達成する。　②①を除く事業所のうち、実績ゼロの事業所が１人の就労移行を達成する。③①②を除く事業所が、直近の実績である移行率を維持する。先に述べた、平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数を積み上ると、予測される平成32年度の移行者数は約1,563人となるが、更なる取り組みの推進による影響も考慮し、上記1,700人を大阪府の目標値として設定する。 |
| ＜考え方＞就労移行支援事業等の利用を経た一般就労への移行実績について、平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数（約1,900人）から推計すると、平成29年度においては第4期計画の成果目標（平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成）をおおよそ満たす見込み。 |
| 就労移行支援事業の利用者数 | ＜目標＞平成32年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。なお、現在の障がい福祉計画で定めた平成29年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における目標値の数に加えた割合以上を目標値とする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを大阪府の目標として設定。各市町村においては、国 及び 大阪府の目標設定の考え方を踏まえ、目標を設定されたい。目標値の設定について国基準では利用者数の対前年度伸び率の平均をもとに、平成28年度以降、年５％増加するものとして平成32年度の利用者数を推計している。この考え方に準じて、大阪府の伸び率の推移を見ると、平成26年度と平成27年度の対前年度比は、国よりも高い数値で推移していたが、平成28年度は増加率が大幅に減り、国と同じく５％増となっている。大阪府では利用者数の増加が国の推移に比べて先行して進んでいると考えられることから、直近の対前年度増加率である５％増で、平成29年度以降の利用者数が増加する仮定のもとで推計すると、平成32年度の利用者数は約3,300人となり、平成28年度の利用者数（2,723人）の2割以上の増加となる。 |
| ＜考え方＞平成25年度から平成27年度の利用者数の年平均増加率である約5％を基に算定。 |
| 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加 | ＜目標＞平成32年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までに、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを大阪府の目標として設定。各市町村においては、管内の就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となるように、基盤整備も含めて目標を設定されたい。目標値の設定について直近の実績値（Ｈ27：35.4％）が目標値に達していないことから、引き続き、国同様に5割以上をめざす。 |
| ＜考え方＞就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は平成25年度33.1％、平成26年度33.1%、平成27年度37.6%と停滞していることに鑑み、第4期計画の目標値を維持。 |
| 就労定着支援による職場定着率の増加福祉施設から一般就労への移行 | ＜目標＞各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80％以上とすることを基本とする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国基準に沿った目標設定とし、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80％以上とすることを大阪府の目標として設定。各市町村においては、管内の就労定着支援事業を実施する事業所において、支援を開始した時点から1年後の職場定着率が80％以上となるように、基盤整備も含めて目標を設定されたい。目標値の設定について大阪府の「就労人数調査」では、就労移行支援事業所における「平成26年度就職者の半年間の定着率」（対象事業所全体）は81.3％となっている。また、国の目標値設定の考え方に準じて、障害者就業・生活支援センター就職者の1年後の職場定着率を算出すると、平成26年度・27年度ともに79％となっていることから、国基準と同様の80％を目標として設定する。 |
| ＜考え方＞障害者就業・生活支援センター利用者の就職後1年経過時点の職場定着率（平成26年度75.5%、平成27年度76.5%）を参考に数値目標を設定。 |

＜大阪府独自の成果目標＞

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 第5期計画(大阪府の目標) |
| 就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の平均額 | ＜大阪府の基本的な考え方＞　大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ設定。各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ、目標額を設定されたい。 |